

令和8年度UDタクシー補助金交付申請について

R8.4 横浜市障害自立支援課

【提出書類】

① 交付申請書(第1号様式)

※代表者印は不要です。

※国の交付申請と本市における総事業費は一致するようにしてください。

② 役員等氏名一覧(第1号様式の2)

※代表者印は不要です。

※リース会社の場合は、リース先の事業者ではなく法人(リース会社)の役員一覧をご提出ください。

③ 国の負担を証する書類(国の交付決定通知書の写し)

(1) 国の交付決定通知がある場合

- ・交付決定通知書の写し
- ・交付決定通知書の別紙

(2) 国の交付決定通知がない場合

- ・交付申請書の写し(申請が受理されていることが確認できるもの)
- ・交付申請書の別紙

※(2)の場合は、実績報告書提出時に交付決定通知書及び別紙を後日ご提出ください。

④ 見積書

⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則第2条に掲げる前事業年度の事業報告書または

これと同様の事項を記載した書類

※以下の2点セットでご提出ください。

- ・旅客自動車運送事業事業報告書(1枚目・受付印あり)
- ・事業概況報告書

⑥ 貸与料金算定根拠明細書

※リースする事業者の場合のみ

⑦ 「タクシー乗務員バリアフリー研修」の認証を受けた研修を受講済み(原則として同一年度内に受講)の場合は、『ユニバーサルドライバー研修終了証』の写し(1台につき2名分)

※申請時に当該年度の修了証明書を提出できない場合は、交付確定時までには再提出してください。

【提出先】

MAIL:kf-udtaxi@city.yokohama.lg.jp

※メールの件名に【UDタクシー補助金】と記載して、ご提出ください。

※すべての書類をPDF化して、上記メールアドレス宛てに送付してください。

【申請の流れ】

交付申請→(市)交付決定通知→実績報告→(市)交付確定通知→請求書送付→(市)お支払い

【注意事項】

- ・交付の条件として「ユニバーサルドライバー研修」の認証を受けた研修を受講していただく必要があります。研修の受講人数は、車両1台あたりタクシー事業者の乗務員2名、1人1車制の個人タクシーは当該乗務員1名とします。

なお、研修の受講は原則として申請年度内とし、交付確定までに当該年度内に受講したことが確認できる修了証明書を提出できないときは、助成の対象とならないことがありますのでご注意ください。

- ・国の交付決定があっても、本市の交付決定をお約束するものではありません。
- ・予算額を超える申請があった場合は先着順となります。そのため、交付申請の受付を早期に終了する場合があります。

【令和8年度からの変更点】

認定レベル準1の車両に対する助成額が、1台あたり32万円に変更になりました。

※認定レベル1・2の車両に対する助成額(1台あたり12万円)に変更はありません。

認定レベル別に申請書一式の作成を、それぞれお願いいたします。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局 障害自立支援課

移動支援係 山口・菊池

TEL:045-671-2401

MAIL:kf-udtaxi@city.yokohama.lg.jp